

アメリカ婦人の市民活動

—— その形態と性格 ——

パンフレット NO. 9

労働省婦人少年局

アメリカ婦人の市民活動

—その形態と性格—

労働省婦人少年局

は し が き

本篇は一九五〇年二月から六月にかけて、米回視察旅行を行つた当局婦人課富田事務官の帰朝報告書である。

この旅行は米國政府の人事交流計画にもとづくもので、各界の婦人十人が参加し、米國の政治經濟文化を、連邦・州・地方の各レベルについて全体的に見ることと、各人の専門分野における研究を行うことを併せて企圖されたものであるが、富田事務官は「アメリカ婦人の市民活動」及び「國際連合」を研究のテーマとした。

婦人の市民意識の高揚、市民活動の促進を目標とする第三回婦人週間を前にしてこの報告書を刊行するが、婦人団体の今後の方向や婦人の政治活動に関心をもたれる方々に、何らかの意味で役立てば幸いである。

一九五一年二月

目次

序	一
一、困難な国会進出	二
二、地方政治の強調	八
三、行政面及び司法面への進出	二
四、婦人団体の活動	五
A 筑生—市民的責任感	六
B ヴォランタリー・サーヴィス	三
C 独立性	三
D 中立性	五
E パブリシティ	六
F 団体運営技術	七
G 革の根の活動	六
五、その他の市民活動	七
結び	三

アメリカ婦人の市民活動

—その形態と性格—

富田展子

(一九五〇・八)

序

アメリカの国会における婦人議員は、現在上院に一名、下院に九名、計わずか十名、総議員数の一・三％にすぎず、又過去卅年間においてもこの数字を上廻つたことはないという事実は、アメリカを女性の理想郷と考える人々にとつて、いささか了解に苦しむところであらう。(日本では一九四六年婦選実施後第一回の衆議院議員選挙に於て卅九名、一八・五％—その後漸減しながらも今日なお両院合計廿四名、総議員数の三・四％の婦人議員を持つてゐる。)

「アメリカでは何故国会に婦人が少いか。この問に對して、前イリノイ州選出議員、エミリー・ダグラス夫人は「国会議員になるのは並大抵の苦勞ではない。よくよく条件の揃つた人でなくてはなれない」と答へられた。又「またお立ちになりませんか。」とたずねると「もう夫が復員してその

方面で働いておりますから十分でしょう。私は婦人有権者同盟の方で働きます。」とのことであつた。結局、この簡単な言葉の中に、アメリカ婦人の市民活動の形態と性格が描かれていることになりそうだが、それを少し詳しく敷衍してこの報告書としたい。

なおこゝで一言、表題の「市民活動」ということについて説明したいと思う。

英語で今日いう市民(シチズン)という言葉は、どうも日本語には訳しにくい。が、「社会の直接的、積極的なメンバー」というような意味である。いゝかえれば、個人の意識や生活が、「身分」や「階級」や「家」とどこめられた社会——いわゆる封建社会——に対して、個人が水平な立場で互いに連帯して構成している社会——近代社会——の成員ともいえる。元來の意味は、中世末期に擡頭したヨーロッパの諸都市に発生した階級のことであるが、この階級が原動力となつて、貴族僧侶による封建制度に対抗してルネッサンスや宗教改革が実現され、議会政治が確立され、又産業革命、フランス革命、アメリカ合衆国の独立等が遂行され、欧米に近代市民社会が実現された今日では、市民とはもはや特定の階級やグループをさすものではなく、一般に近代社会の成員をさすのである。そしてこのような近代社会の成員であるという意識や自覚、又その法的な権利をシチズンシップといひ、ひるく欧米人の日常用語として用いられている。

さてこのシチズンという言葉が、前にも云つたようにどうも日本語には訳しにくく、「市民」と

いうと大阪市民とか名古屋市民というように、都市の「住民」という意味になりやすい。結局、ヒューマニズム、コミュニティ等と同様日本にその觀念が欠如していることを物語るものであらう。即ち従来日本人には、「臣民」として天皇に帰一し「国民」として他国民と対抗し、階級社会の中のある階級として「身分」に応じ、家庭の中の戸主とし家族として「立場」を守る精神と生活はあつても、社会の直接的な成員であるという觀念が少く、特に婦人の場合は甲家の嫁、乙家の娘、内家の姑として以外に社会の成員としての觀念乃至生活はもたなかつたといえるのだから。

それはともかくとして、この市民としての意識は消極的には社会生活における「よき隣人」を作り、積極的には社会への働きかけ、政治への参加を促がす。従つて表題の市民活動とは、アメリカ婦人の都市における生活風俗を指すのではなく、広い意味の政治的な活動を意味するものである。

一、困難な国会進出

アメリカの婦選獲得運動には七十五年の歴史があり、又婦選の全同的实施以来すでに、卅年になるが、それに先立つ実に六百年の昔から、男子による議會政治が、ヨーロッパからアメリカへとひきつがれて行われて來ていたのだから、こゝにまず政治は男子の既得権であるという觀念が根強く存在することがうなずける。又、アメリカ合衆国の独立以來、議會制度が緩密に制度化されてきた

こと、特に廿世紀に入つてから政治そのものの性格が科学的に専門化されて来たこと、又いわゆる「人民による人民のための人民の政治」の発達によつて、男女を問はず一線に政治的意識又は訓練が行きといて、いわば国民全般が政治的に成熟していること等のため、国会議員、特に上院議員は非常に高い資格を要求されることになり、素人芸ではとうてい間に合わない。（この点議會政治の歴史がわずかに六十年、しがも更に人民の手によるそれはわずかに四年にすぎず、今日なお政治の本質を「かけひき」としか考えないことの多い日本の場合とはいささか話がちがうわけである。）

更に、二大政党制が全國を網の目のように組織化しており（政党制度については他のメンバーの報告を参照してほしいが）、兩党ともに最下部の選挙区（約六百人の選挙人）から郡、州、全國に至るすべてのレベルに於て委員会をもち、これらの委員会の組織を通じて党の政策が決定され、運営され、又全國八十万の公選候補についての候補者が推薦されることになつてゐる。又選挙人も多数の州に於て予備選挙制度によつていづれの党を支持するか表明し、その党からの立候補者を指名することになつてゐる。このような巨大な二大政党のあるところ、そのいづれかの政党の積極的な支持なくして国会議員に当選するとは殆んど考えられず、支持を得る為には、先ず政党员として長い年期を入れ、党の中で重要な地位を占めなくてはならないから婦人の有資格者は限定される。

という次第で婦人の国会進出は生易しいことではない。レディ・フーストもこゝでは通用しな

いし、又好奇心の票を当にすることもできない。長い間の夢が実現して婦選が実施された直後の選挙（一九二二）には、全国から無数の婦人が勇躍して立候補したが当選者は僅かに一名、その後、第二回、第三回（各二年おき）にもそれぞれ一名と、国会は婦人達にとつてまことに狭き門であつたのである。

このようないがいの経験を経て婦人達は、政界の中で恒要な地位を占めることに重点をおくようになってきた。こゝでも亦、男子の所得権に喰ひ入ることは容易ではないらしいが、選挙民へのジェスチャーもあつて性別代表の要求が次第に容れられ、現在両党共にその中央委員会と構成委員は各州から男女一名づつとなつており、また十五州において、すべての委員会を男女同数に規定している。その他党の最高決議機関である党大会に於ける婦人代表の増加を見る等、一般に党の中でも婦人の発言権は次第に強くなつてきている。それに伴つて議員数も増加し、一九二九年に八人の婦人が選出されて以来今日に到る迄、毎期八人乃至十人の婦人議員をみており、總計四十七人（のべ議席数百十三）となつてゐる。然しそのうち正規の選挙手続によつて選ばれたのは廿三人、のべ議席数八十九にすぎない。（その他は任期中の議員——多くは夫——が死亡した場合にその未了任期を党の任命によつてつとめたものである。）（第一表参照）

人の進出状況

1937 ~38	1939 ~40	1941 ~42	1943 ~44	1945 ~46	1947 ~48	1949 ~50	職 席 数		職 員 数	
75	76	77	73	79	83	81	合計	選出	総数	選出
	◎ ◎	○ ○	○	◎ ◎ ◎	○	○	2 3 7 11 1	2 0 6 9 1	1 3 4 3 1	1 0 3 1 1
○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	13 13 2 11 2	13 12 2 8 2	1 1 1 3 1	1 0 1 0 1
○	○	○	◎		◎	◎◎	11 1 2 4 1	10 0 2 4 1	6 1 1 2 1	5 0 1 1 1
◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎		◎		◎		1 3 1 1 2	0 0 0 1 0	1 3 1 1 2	0 0 0 1 0
		○ ○ ◎	○ ○ ◎	○ ○ ◎	○ ○ ◎ ◎	○ ○ ○	6 6 1 1 4 1 1 1	5 5 0 0 4 1 0 1	1 1 1 1 2 1 1 1	0 0 0 0 2 1 0 1
9	9	10		10	9	10	113			
6	5	8	8	9	7	10		80		
4	-5	2	3	4	4	3			47	
1	1	0	2	3	2	3				29

◎ 任命されたもの

第一表 国 会 へ の 婦

				1917 ~18	1919 ~20	1921 ~22	1923 ~24	1925 ~26	1927 ~28	1929 ~30	1931 ~32	1933 ~34	1935 ~36
州 名 会 期				65	66	67	68	69	70	71	72	73	74
モ ジ イ カ オ	ン ヨ リ リ ク	ダ ー フ ラ	ナ ア イ ニ ア マ	◎		◎ ◎ ◎ ◎	○	◎	○	◎ ◎	○	○	○
ニ マ ケ ア フ	ュー リ ン ー ア フ	ー ン ダ ッ カ リ ロ	ジ ヤ ー セ ッ キ サ ダ					◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎
ニ テ ア イ カ	ュー ネ リ ン カ	ー シ ゾ イ サ	ク ー ナ ナ ス							◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎
ル セ ア オ サ	イ ウ ラ レ ウ	ジ ス カ ラ バ ゴ ダ	ナ イ ナ マ ン タ										◎
オ メ ペ メ コ ニ ユ ノ	ハ イ ン シ リ ネ ウ ス	イ ン グ ラ ン ド カ ツ キ シ ラ イ ナ ダ	オ ン ニ ア ト コ ナ ダ										
衆 議 院 数	合 計			1	0	4	1	3	5	9	8	8	8
	選出のみ			1	0	1	1	1	4	8	6	2	7
議 員 数	総 数			1	0	4	0	3	2	4	2	4	2
	選出のみ			1	0	1	0	1	1	3	0	3	1

註 ◎ 初めて選出されたもの ○ 再び選出されたもの

これら二十三人の婦人達はいわば實力によつて狭き門を突破したヴェテランであるだけに、いづれも才能、経歴、学歴、すべてが群を抜いて秀でており、議員としての資格をとやかくいわれることなどおおよそないばかりでなく、衆目のみとめる数々の選歴をのこしているが、詳しいことは他のメンバーの報告にゆづる。将来の見通しとしては、上院議員の数は次第に増加するだろうが、下院の方はこゝ数年のうちに急激に増加することはあるまいというのが一般の意見のようである。

とかく新らしがりやでお祭り騒ぎのすきな国民として紹介されがちなアメリカ人が、国会に関しで見せるこのような手堅さはまことに興味が深い。これを保守性とよぶこともできようが、アメリカ国民の伝統的な議会尊重の精神、政治に対する生真面目さのあらわれと見ることもできる。いずれにせよ、終戦後の特殊な環境にあつたとはいえ、一挙に三十九人の婦人を衆議院に出し、その後次第にその数を減じてゆく日本人の政治感覚とは大分趣を異にしている。

二、地方政治の強調

次に、州議会の方を見ると、こゝでは婦人議員数は全国で二一七名（総議員数の二・八％）となつてゐる。この数字もたいして大きいものではないが、国会の場合と較べれば、二倍以上の比率を示している。市町村議会となると、多くの人や資料が單に「無数」とのみ答える。

地方政治といつても、地理的には一州が日本本土に匹敵するような大きさであるし、又歴史的にもそれぞれ独立の國であつた各州が連合して連邦をつくつたという事実であつてみれば、日本でいう地方政治とは基模も性格も、大分隔つたものである。

最近次第にフェデラリズム（中央集権）的な政策がとられてきているが、なお各州の自治は憲法によつて大巾に確立されており、殊に教育、保健衛生、労働、警察、身分関係等、家庭生活や日常生活を規定する問題は、主として地方政治にかかつてゐる。

また此の國の所謂デモクラシーは地方自治政治から出発したものであり、政治と生活の直結といふことは、理論は兎も角、感情的にも人々の心に沁みついてゐるから、アメリカ國民の興味や関心は常に地方政治に強く見出されるものである。その中でも特に家事の責任者として、コミュニティの生活により深い関係をもつ婦人の関心がここに向けられるのは当然である、更に地方議員は同會議員よりも、その資格要件や政党に於ける経歴等に於て要求されることが当然少なく、また地理的な便宜という点からも婦人にとつて好都合であるといふようなことから、このような進出を見ることになるわけであらう。

年度別に進出の状態を見ると（第二表）、多少の例外はあるが全体としては卅年間に婦人議員数は堅実な上昇の線を描いており、又各年度に於て国会婦人議員數に約廿倍する數を示している。現

在の日本における婦人議員数、中央廿四人（三・四％）対都道府県廿二人（〇・九％）と比較する時、アメリカの婦人の政治参加の性格と日本のそれとの相違がはつきりする。

第二表 州議会における婦人の進出

婦選の全国実施以前	
1869-1920.....	60(のべ)
婦選の全国実施以後	
1920.....	29
1921.....	23
1923.....	84
1925.....	126
1927.....	124
1929.....	149
1931.....	146
1933.....	132
1935.....	129
1937.....	140
1939.....	130
1941.....	140
1943.....	162
1945.....	234
1947.....	211
1949.....	217

なおここで婦人議員の進出と政治意識の関係を見るために、かりに一九四八年度の総選挙における各州の投票率を一つの指標として各州進出の婦人議員数を表示してみる。（第三表参照）

全国平均投票率は五十一・九％であるが、まず投票率四十％以下の十二州はすべていわゆる南部諸州で、産業の発達がおくれ、農村度が高く、また黒人人口（しばしば人頭税等によつて投票資格が

ない）の大きい地域である。

婦人議員を州議会に現在一人も出していない九州のうち五州までは投票率が五十%以下であり、又婦人議員数が全国平均の二・八%を上廻っている十二州はすべて投票率五十%以上となつていて、多少の例外はあるにせよ、州における投票率―政治意識―と婦人議員の進出には相関性を見ることが出来る。

面白いのは現在州議会に四十人の婦人をもち、人数においては第一位、比率においては第三位のニュー・ハンプシャー、及び人数で第三位、比率において第二位のヴァーモントにおいて、かつて一人の婦人も中央へ送つていないことである。反対に投票率が十三%、十四%、廿三%というようにはなはだ低く、州議会に現在一人も婦人を出していない地域では、中央へ婦人を数名出している。一般に国會議員の場合は個人的な力柄、それも非常に拔群な力柄が問題となるために地域的な傾向がはつきり出ないともいえようが、日本の場合とも思ひ合わせてみると、政治的に成熟した地域と未熟な地域における婦人の政治参加の型を暗示するかにも見える。

第五表 各州投票率と婦人議員の進出状況

州 名	投票率 (1948)	州 議 会			国 会 (1917からの累計)			
		定員	議員数	%	議 員 数		議 席 数	
	%				総数	選出の	総数	選出の
ユタ	74	88	4	5.1	1	1	1	1
コロラド	70	98	3		0	0	0	0
デラウェア	70	52	1		0	0	0	0
コネチカット	68	308	38	12.5	2	2	4	4
モンタナ	63	146	2		1	1	2	2
ネヴァダ	63	62	1		0	0	0	0
ウェストヴァージニア	68	126	1		0	0	0	0
カリフォルニア	67	120	1		3	2	11	9
アイダホ	67	103	6	5.7	0	0	0	0
イリノイ	67	234	4		4	3	7	6
メーン	66	162	1		0	0	0	0
インディアナ	65	150	6		2	2	4	4
マサチューセッツ	65	280	2		1	0	13	12
サウスダコタ	65	110	0		2	0	2	0
ミネソタ	64	198	0		0	0	0	0
ロードアイランド	64	144	2		0	0	0	0
ニューハンプシャー	63	425	40	9.4	0	0	0	0
ニューメキシコ	62	78	5	6.8	1	1	1	1
アイオワ	60	158	3		0	0	0	0
カンサス	60	163	1		1	1	1	1
ミズーリ	60	184	4		0	0	0	0
ニューヨーク	60	206	7	3.4	6	4	11	10
ニュージャージー	50	81	6	7.4	1	1	13	13

第三表のつゞき

州 名	投票率 (1948)	州 議 会			同 会 (1917からの累計)			
		定員	議員数	%	議員数	議員数	議員数	議員数
	%				総数	選出のみ	総数	選出のみ
ネブラスカ	58	13	0		0	0	0	0
ワイオミング	58	83	1		0	0	0	0
オハイオ	57	175	9	5.1	1	0	6	5
ワシントン	53	155	7	4.5	0	0	0	0
ウィスコンシン	53	133	2		0	0	0	0
ヴァーモント	52	276	27	10	0	0	0	0
アリゾナ	50	77	3	4	1	1	1	1
ケンタッキー	50	133	2		1	0	1	1
オクラホマ	50	112	0		1	1	1	1
ミシガン	50	132	2		0	0	0	0
メイン	47	184	3		1	0	6	5
オレゴン	46	90	2		1	1	1	1
マリーランド	43	152	3		1	0	1	0
ペンシルヴェニア	42	258	4		1	0	1	0
フロリダ	40	133	1		1	1	1	1
ノースカロライナ	38	170	2		1	0	1	0
テネシー	30	132	1		1	0	1	0
ルイジアナ	28	139	0		1	1	1	1
テキサス	28	181	3		0	0	0	0
ヴァージニア	23	140	0		0	0	0	0
アーカンサス	23	135	0		3	0	11	8
ジョージア	23	259	2		3	0	3	0
ミシシッピ	17	189	5		0	0	0	0
サウスカロライナ	14	170	0		3	1	3	1
アラバマ	13	141	0		1	1	1	1
合 計	51.9% (平均)	7,485	217	2.8% (平均)	47	23	113	89

三、行政面及び司法面への進出

婦人の政治参加の形態として行政面における進出を見ると、中央及び地方政府における事務的、専門的な仕事をうけもつ婦人は次第に増加しており、その中から着実な努力と経歴を通して次第に高い執行的な地位に進んで行く傾向が見られる。

中央においては行政面の頂点にある大統領は別として、大統領親任の高い地位——大臣、次官、人事委員、重要な局の局長、大使、公使、国連への代表——についた婦人がすでに数十名おり、その他の局長課長級は現在一二五名いる。特にこれはシヴィル・サービスが整備されメリット・システム（資格試験によつて男女を差別なく扱う）が実施されてから著しく増えている。

又地方においては早くから婦人の進出を見、十九世紀後半から既に婦人市長や町長も出ており、現在大臣が五名、その他州最高の公選職にあるものが十三名、又約千五百名の婦人が知事親任の地位を占めている。更に市町村政治における婦人の進出は枚挙にいとまなしという状態である。

行政官としての婦人の活動の詳細はここでは割愛するが、中央地方ともに立法分野の進出に十数倍する進出が行政分野において見られると、即ち男子の場合と同じような分布が行われているこ

とを強調したい。

司法面は最も進出がされており、連邦裁判所には今日までに四名の婦人が任命されたのみである。地方裁判所に相当数見られる婦人判事も主として家事又は少年関係の分野に限られており、全休から見ると婦人の色彩は極めて少ない。之は勿論資格要件の非常に高いためであるが、しかし一方婦人辯護士の総数は四千五百を数えているのを見る時、ここにも極めてノーマルな分布図があるといえよう。

以上に見られるようにアメリカの婦人の政治的進出は、上部に失つて下部に大きい、きわめてノーマルなピラミッド型を形作つていえるといえるが、そのピラミッドは全体の政治機構から見ればいかにも小さく、人民による人民の政治も、婦人を殆どその圏外において進行しているかに見えるほどである。

しかしここに婦人の政治への参加の今一つの形像として婦人団体があり、その強大な活動が、この危惧を一掃し、この国の婦人の市民活動の様相を決定する。即ちアメリカ婦人たちは組織の力で与論を動かす、政府の行動を監視し、議会に圧力をかけて法律の可決、否決を支配することによつて、直接政治面に進出するのに勝るとも劣らない効果をあげているのである。

四、婦人団体の活動

一口に婦人団体といつても、文化団体、教育団体、政治団体、愛国団体、平和団体、農村団体、労働団体等、種々な性格のものが全国に数千を数え、全国組織をもつ主だったものだけでも六十余りあり、それぞれの目的に従つて独自の活動を展開しているわけであるから、その個々について述べることは不可能なことであるが、共通な性格として顯著な点は、団体の活動が会員自身の教養や福祉の向上ということにとどまらず、社会への働きかけ、政治への圧力という面が非常に強く充擲されていることであらう。

この政治的圧力としての婦人団体の活動は、地方政治から州の政治、更に合衆国の政治へと、団体の規模や性格により、それぞれの段階で展開されている。先ず近隣社会の問題に対しては団体独自の事業として打開策を講じ、或いは陳情や与論の喚起という方法をとつて解決をはかる。この分野における活動とそは婦人団体の出発点であり、又今日も最大の関心と努力の払われているところであるが、それ以上の段階の問題に対しては、はつきり立法に対する働きかけ、即ち議会に対する圧力という形をとつていることが目立つ。

例へば連邦議会に対する働きかけを見ると、全国的な組織をもつ十八の婦人団体がそれぞれ代表

を出して、婦選獲得（一九二〇）直後から「婦人共同国会委員会」(Women's Joint Congressional Committee)を作つてゐる。この委員会はワシントンに於て国会の動きを注視し、情報それぞれを団体へ送ると同時に、団体からの指示に従つて国会で審議中の法案についての賛否を、議員や委員会の前に明らかにして圧力をかけるという役目をもつてゐるのである。他にも多くの団体が同様な機能をもつ専門委員を国会や地方議会に送つてゐる。

又各団体にはそれぞれ法令委員会があつて、法律や法案の研究に常時専念しており、団体が特定の法案に支持又は反対を表明し或いは立案をするための重要な押論づけを行い、又必要な資料や情報を提供して会員の政治活動を合理的にし徹底づけてゐる。個々の会員たちは十分な情報にもとずいて、それ／＼の選挙区からの選出議員に、電報を打ち、手紙を書き、面会を求める等の手段によつて意見を伝えて圧力をかける。この際、アメリカの議会制度におけるロッキローリング・システムによつて、個々の議員は法案表決の際の政策に縛られず個人の立場で賛否を表明することになつており、従つて表決の結果は個人別に公表されるから、議員は選挙民の意思に対して非常に敏感であるという事実も、婦人団体による圧力をはなはだ大きなものとするのである。

このような組織的な活動によつて、およそ婦人の生活に關係の深い法案はもれなく婦人団体の監視をうけることになる。連邦政府における児童局、婦人局、榮養及び家政局、食品藥品庁等の設立

シェパード・タウナー法案（母子保護に関するもの）食品薬品衛生法案、憲法修正第十九条（婦人参政権）国籍法改正案、公営住宅法案等の通過は、之等婦人団体の圧力によるといわれ、現在もまたコロシビア地区の参政権（首都ワシントンのあるコロシビア地区に於ては市民が参政権をもつていないため）教育費の国家援助（各州の教育予算に対する連邦の補助）等の法案を支持している。又州議会や地方議会に対する圧力の例は枚挙に暇がない。

戦後の傾向としては、世界平和の建設、国際親善の促進ということが殆すべての大きな婦人団体の事業プログラムにとり入れられている。しかしそれは、いわゆる平和運動という抽象的なものではなく、国際連合の強化、マニシヤル・プラン、ポイント・フォー、国際通商協定の更新等、具体的な政府政策の支持という形で行っている。又ヨーロッパ及びアジアの戦災地に対しておびただしい衣料、食料、薬品を送り、又米国留学を希望する外国婦人に奨学資金を与える等、団体独自の慈善事業も大きい。一方政府当局も最近は、之等の団体と連絡会議をしばしばもつて、その意見を参考として政策を決定することが習慣となつており、国連の機構を決定したサンフランシスコ会議等にも婦人団体の代表をオブザーヴァーとして招待しているし、国連成立以後は、憲法社会理事会の正式顧問としての地位を数団体に与えている。「政党に次いでアメリカの政治を決定するものは婦人団体である」といわれる所以である。共和党中央委員会を訪ねた時、委員長が、「婦人団体修と

こわいものはない。」といわれたことは、まさに誇張ではなかつたろう。

このように婦人団体の活動が強力であるとき、アメリカ婦人、特に家庭婦人はあえて困難を犯して政治家をこゝろざさなくても、資格要件に於ても、経済的、時間的にも負担の軽い団体の会員になることによつて、政治的関心乃至責任感が満たされるわけである。(逆説的にいえば、このことが婦人の政治的進出、特に国会への進出を少なくさせているともいえよう。) 又一九四〇年代になつてからの米国の新しい思潮として、従前の機械万能、合理主義一点張りの考え方に対する反省が行われ、人間性の尊重、人間的結合関係の再検討、家庭生活の再認識等が、心理学者、社会学者を初め一般有識者によつて強調されているが、その観点からも、婦人がよい家庭人であると同時に市民的責任を遂行するための最も有効な方法として、団体活動への参加が婦人指導者によつて奨励されている。事実子供を養育する期間は職場を離れて家庭に在ることの多い(学令前の子供をもつ労働婦人は全体の八%以下である。)既婚婦人たちや、フル・タイムの職場につくことは躊躇する中年以上の婦人たちにとつて、団体活動はその時間や頭脳を使うのに最も格好な場となるわけであつて、ここに婦人団体の総会員数は三千万を数えることになるのである。

さて、この婦人団体の活動に、私達は最もアメリカ的な性格を見ることができると考えられるので、その主な特徴——特に日本の場合と比較して——を二、三のべてみることにする。

A 発生——市民的責任感

アメリカの婦人団体は百余年前から、この国の国民性をなす市民的責任感を起点として極めて自然発生的に発達したものと考えられ、政府その他の強制、慫慂は何時の場合にも見られない所である。即ちアメリカへ移り住んで来た初期の移民たちがすでに旧大陸においてマグナカルタ、ルネッサンス、宗教改革、議會政治等の近代的試練を経ており、又多くは熱烈なクリスチャンであつたこと、更に自由と獨立を求めることの最もはげしい人たちであつたこと、その中にあつて女子の地位はカモン・ローにおいては日本の旧民法と同程度であつたが（尤も婦人を制約したのは夫權であつて父權の方は大分前に弱化していた）、ギャラントリの発達によつて實際的な地位は高かつたこと、又一般に開拓地の生活は婦人の発言權を大きくするものであること、等々の理由から、女子教育の普及と相まつて婦人の市民的責任感はずくから発達し、そこから、身近な社会——それも地方自治の小さなコミュニティ——における諸問題を解決しようとする婦人たちのグループ活動が発生したと考えられる。それも初期にはヨーロッパ以来の博愛主義乃至慈善的活動が主であつたのが次第に積極的に会員相互の向上を目指す活動、又奴隸解放、禁酒、婦選等の社会問題のための活動にうつつて行き、組織もコミュニティをこえるようになって行つたものであるが、今から百年前の一八四八年には、すでに婦人団体による女權宣言が行われているし、一八八一年には大学婦人

協会、一八九〇年には全国の婦人クラブを連合した婦人クラブ總連合会、一八九七年には全国PTAが結成されている。

廿世紀に入るのを機として、それ迄個人の自由を最大限に保証することを根幹としていたアメリカの政治の性格が大きく変わり、資本主義の発達に伴う経済的社会的な種々の問題を解決し調整するために政府が積極的のり出すようになった。従つて従来民間、特に婦人団体の手にゆだねられていた学校、保健衛生、図書館、幼稚園、感化院等の社会福祉に関する問題が政府の責任において処理されることになったので、婦人団体の関心は加速度的に政府の動きに移され、その政策に対する要求、監視が大きな活動分野となつた。また政治を最も有効に動かす方法として婦人参政権が真剣に望まれ出し強力な運動の展開を見ることになる。この意味でアメリカ婦人の参政権運動は単なる理論的平等論ではなく、市民的責任感から生れた方法論でもあつたわけだ。又今日のはなばなしは政治活動も決していわゆる政治屋、政治狂的なものではなく、同じく市民的責任感の結実と考へべきである。

なおこの市民的意識乃至責任感は、アメリカ大陸において非常に順調な発達を見たとはいへ、十九世紀後葉以来、夥しい移民の入国、巨大都市や、機械文明の極度の発達等によつて、それ以前の素朴な状態に大きな変化をこうむることになった。一九二〇年頃を契機とする、学校教育における

社会科の創設、社会教育における成人教育、市民教育の強調等の一連の政策は、この市民的意識の變化に対する政府の関心を示すものである。しかしなお、この市民的意識はアメリカ人の基本的生活態度として、家庭生活、社会生活を強く規定しているものである。最近に至つては、「アメリカ市民」としての意識から「世界市民」としての責任感へと発展させることに指導者の意が用いられているようであるが、この市民的意識の高揚という分野においても婦人団体の果たす役割は常に非常に大きい。

B ヴォランタリー・サーヴィス

ヴォランタリー・サーヴィスとは自発的な奉仕活動とでも訳されようか、上からの強制によらない、雇用関係にない、又通常無償で行われる活動のことをいう。

私達一行がアメリカに第一步を印したその日の午後、サンフランシスコの市街や郊外を貸切りバスで半日見学したが、そのバスは或る婦人団体の提供であり、その運転はある若い婦人のヴォランタリー・サトヴィスであることを知つた。この赤十字の制服をきた美しい婦人のことは、そのバスが市電と衝突したという惨事も加えて私共の印象に強く残つたが、このように自分の時間や技術や物資を社会のために提供しようとするヴォランタリー・スピリットはアメリカの社会の至る所に見

られる。これも歴史的なもので、キリスト教精神乃至ヒューマニズムにもとずくものであることは言うをまたない。その後、各地で私達の世話は一切ひきうけてくれた婦人団体の会費達もすべてヴォランティアであつた。又コネティカットの首府、ハートフォードではある富豪の婦人が経営する「婦人団体のためのサーヴィス局」の世話をうけたが、これは一切個人的な費用で資料の出版や講演会の開催等、丁度日本で社会教育関係の政府機関が行つてゐるようなことをしていた。この種の機関は、他にも百あまりの都市にあり、又現在アメリカ各地に無数にある図書館の八十五%までは、過去における婦人グループのヴォランタリー・サーヴィスがもとになつてできたということである。勿論、ヴォランタリー・サーヴィスを可能にするものとしては、生活水準の高さが重大な要因をなすから、アメリカでも婦人団体で活動する婦人は一応生活に余裕のある人々である。只アメリカではその生活に余裕のある人々が、非常に多いということだ。しかし、生活にどれ程余裕があつても家庭における妻の地位の高さ、又妻自身の精神の高さが伴わない時には、いたすらに虚榮的な面への浪費となることは、かつての日本のいわゆる有閑婦人が明白に示す事実である。

C 独立性

アメリカの婦人団体が独立的であることは、その発生の歴史から当然であつて、日本でしばしば

問題とされる政府への依存性とか従属性というようなことは考えられないし、又特定の人や機関、他団体との関係も明瞭である。之は自主性の発達に伴う当然の現象とはいえ、又独立性を守るための努力も見逃せない。例えば資金の爲の寄附もなるべく多くの人から小口で集めてバランスをとり公職にある人、他団体等からは原則として求めない。又団体の役員が立候補するときはその役を退く。又事業の面でも団体本来の持場を守つてむやみにあれこれ手を出さない。私が出席した婦人有権者同盟の全国大会に於て、一九五〇——五二年度の事業計画中に、「言論の自由」「世界平和の維持」等一連の政策をとり入れるように強い提案があつた時、はげしい討議の結果「それはむしろ他の団体においてとり上げるべきである。」という理由で遂に否決されたことは、ひどく印象に残つた。目的も性格もちがう団体がやたらに連合体を作る日本の状態は彼等にはなかなか了解できない。しかし、常に団体が単独行動をとつてゐるわけではなく、政府の依頼による調査や運動も行つてゐる。特に児童局、婦人局等の全国的な調査はしばしば婦人有権者同盟、大学婦人協会、職業婦人同盟、婦人クラブ総連合会等に依頼される。又団体相互の間にも共通の目的のために、しばしば協力活動が行われる。先にのべた婦人共同国会委員会等もその例だが、各地における私共一行の世話なども全く之等婦人団体の協力によるものであつた。日本では団体に於ても又個人においてもしばしば困難とされる、独立性と協調性の両立が、たやすく行われているわけだが、之もアメリカ社会

の反映であつてみれば不思議はない。

D 中立性

強力な団体の多くは、中立性、不偏不党を標榜し、「公共の福祉のために」という立場をとつてゐるが、この中立性が圧力団体としての婦人団体の信用を高める要因といわれる。即ち他の業者のグループ、或いは階級的なグループのように特定の利益を追求するものでないということが、広く与論を動かす力になるのであつて、例えば、公営住宅法案に対しては、民間企業家や資本家グループの猛烈な反対運動があつたが、婦人団体は之を支持して活躍した。しかもこの法案の通過によつて婦人団体が一文も得をするのではないことは明らかであるから 与論は之に声援を送つたというわけだ。この場合、この法案が民主党提出のものであつたということが団体の不偏不党性、中立性に抵触しないかとたずねると、「自分達は民主党の法案であるから支持したのではなく、公共の福祉という見地から支持したのだ」と非常に簡単にわり切れていた。しかし二つの平和があつたり、「公共の福祉のため」の立場がいくつにも分れ勝ちな日本人にはなかなか了解しがたい点である。結局アメリカに於ては民主党も共和党も根本的な政治思想に於て大したちがいが無いということ、又労働組合運動さえも資本主義の維持を前提としてゐること、従つて国民全般に思想的対立や立場

のちがいはけしくなく、何が「公共の福祉になるか」は常に一応明瞭であるということによるものであらう。

II パブリシティ

これも日本語に訳し惜しい言葉の一つであるが、公開すること、宣伝すること、情報活動等々の意味をかねる。日本では宣伝屋として卑しめられ易いことであるが、自分はどんなことをしているかを公けに発表し、御解と協力を求めることは、アメリカ社会ではむしろ、当然なすべき義務、サーヴイスと考えられ、政府機関なども盛に行う。団体に於てもパブリシティに非常な重点がおかれ、団体の活動状況の報告、とり上げている問題に関する基礎資料や情報、その解釈や対策の説明といったものを時々刻々出版物にし、会合を開き、ラジオに訴える。これは団体内の会員と団体外の一般人とに対して同時に行われる。

いわゆる自主性、合理性の強いこの國の國民は、かけ声だけで動いたり、附和雷同することが少いから、納得づくでアッピールしなければ与論は動かないということから、こうした活動が要求されるわけであるが、この活動によつて良識ある会員、良識ある与論の層を拡大して行くところに婦人団体の最も大きな使命の一つがあるとも言えよう。パブリシティ、乃至パブリック・リレー

ションについては他のメンバーから詳細な報告がある筈である。

とまれ、上質の紙を使つて洗練された表現を用いてある無数の婦人団体刊行物は、そのままアメリカ社会のパブリシティの觀念を裏書きするものであり、又更にその豊かな経済力を物語るものではある。最も大きな団体である婦人クラブ總連合会の本部などは、さながら図書館を思はせる資料、出版物の山であつた。

F 団体運営技術

会則、組織、会議、委員会活動等々、団体運営の技術面における強遠はいちじるしい。議事法は既に十九世紀後半の婦人団体によつて実行されており、議事法専門家という職業がある程に重視されている。前にのべた婦人有権者同盟の全国大会（千二百名出席し四日間にあつたもの）などは、議事法のデモンストレーションのような観さへあつたが、これは少数の者だけが知識を持つてゐるのでは間に合わないことである。又はけしき議論が和氣あい／＼と運ばれるのも長い間の訓練を物語るものである。

団体の役員たちは、識見があると同時に団体運営技術のエキスパートでもある。大きな団体の本部の役員は皆會員歴十年、二十年、或いは三十年のヴェテランであつて、名士の夫人がいきなり会

長になつたりすることは、考えられもしないが、出来ない相談でもある。

又会員の日常活動が合理化されてゐることも注目される。会合に編物を持参することは常識であるし、又各自が自分の提供し得る時間、技術、物質を互いに出し合つて総合的な計画を立てている。この計画性がない限り、女中をおくことの極めて少い今日のアメリカの家庭婦人の場合、どれ程家事が機械化していても、団体活動は困難なことになる。

これも法律を愛し道理を尊重し、又三人よればクラブを作るといわれる程、小さな頃からグループ活動や會議を生活の一部としてゐるこの國の社会生活の産物であるから、「無理が通つて道理が引込む」、「うそも方便」、「義理人情」等の一連の非合理主義で教育された日本婦人が、中年になつてからおよそ別の思想体系に属する議事法を教へとまれるのとは話しがちがうわけである。

G 草の根の活動

アメリカの婦人団体の力は、会長や、本部の役員の方針にあるのではなく、地方クラブの一人一人の会員の活動にある。地域地域における事業は勿論、ワシントンの国会に働きかけるようなプログラムも、それを提案し、遂行するのは地方クラブ員である。

全国団体の事業計画のため方を見ると、先ず全国大会に先立つ半年位前から地方の各会員が互い

は事業についての希望を出し合い、それを地方支部でまとめて整理して、州本部及び中央本部に送る。州本部でも各支部からのものをまとめて、中央本部に送る。中央本部の理事会がそれらの意見をまとめて、「事業計画案」を作成して又州及び地方のクラブへ送り返す。各会員はこの案を検討して更に意見をつけて本部に提出する。それによつて理事会は最終案を作り、之を大会にかける。これが大会によつて可決された時初めて事業計画にのるといふ次第である。更に又大会の席上で議席からも提案が許され、三分の二の支持を得れば通過する。同様の手つづきが州の事業計画、地方クラブの事業計画に対してもとられるわけである。

このように、団体を動かすのは熱心な、又良識ある会員による「草の根」の活動であつて、役員や幹部はいわば会員へのサービス機関である。団体とは元来そのようなものであると考えるアメリカ人にとつては、軒なみに一人残らず強制入会させたり、会費を払い動員されるだけが団体活動であつたり、単位の団体が曖昧もこととしていながら、連合会や協議会が無暗に締結する日本の婦人団体の実情はなかなか理解しにくいことであつた。

このような新機な「草の根」の活動の裏付けとしては、勿論女子教育の普及、國民經濟の安定などが欠くことのできない要因であり、事実、教育程度の低い層、低額所得層——主として黒人、少数民族——においては活潑な婦人団体の活動を見ることは困難である。又市民活動に無関心な、い

わゆる有閑婦人の層も見逃すことはできない。

しかしアメリカ社会の広汎な中産階級層——黒人や少数民族も含む——によつて推進される婦人団体の活動に、のべ三千万の婦人（十四才以上の婦人総人口約五千七百万の半数以上）が参加しており、しかもそれら三千万の大部分が、目的や性格は千差万別にしろ「草の根」の活動を行つてゐるとは、概目に偏する事実である。

とういう婦人団体のあり方も、所詮アメリカの家庭、社会における民主主義の所産であることを忘れてはならないのであつて、いかなる場合においても、婦人団体だけが家庭生活や社会生活から遊離して民主的であり得るはずがないことは云々をまたない。

五 その他の市民活動

婦人の市民活動としては婦人団体以外の各種の団体における活動分野も広い。文最後は議会にも政党にも属さず、又政府にも婦人団体にもその他の団体にも関係のない婦人達も、三十八の州において陪審官制度による政治参加、又全州に於て投票者としての政治参加の形態があるわけだが、ここで主婦人がその各分野に於て男子と同様に有能であると認められたいと主張するだけにとどめる。

結　　び

以上アメリカ婦人の市民活動の形態と性格を、主として立法、行政、司法の直接的政治面への進出と、民間における団体活動の模態という観点から考えて見たわけであるが、日本、或いは一般にアジア及び近東の諸国の婦人の市民活動における、頭でつかち的な形態、全体主義的な性格と甚だしい対照をなして、三千万の団体婦人を基底とするアメリカ婦人の市民活動は、その形態としては、まことに安定した、しかも非常に大きなビラミッドを形作っており、又その性格としては個人の確立に根ざす近代的なものであることを認めないわけにはゆかない。ここにアメリカのいわゆる人民による人民のための人民の政治は、婦人をも包含してつつがなく行われているといえよう。

最後にもう一度婦人有権者同盟の全国大会にもどるが、アトランティック・シティの豪壮なホテルで四日にわたつてひらかれたその大会の幕がいよゝとじられる頃、六年間の会長の席をしりぞくストラウス女史（日本にも「空の町会」の一員として昨年来られた。が、満場の拍手のうちにその別れの挨拶を、「あなたがた団体員が健在であるかぎり、アメリカのデモクラシーは安全である。」と結ばれたこと、そしてその時満堂の代議員たちとともにした感激が今なお私の記憶に新しいことを附記して、この報告をおわりたい。

